部長、参事官及び所属長　　刑企発第４０６号
殿　　（警務、生企、交企、備ー）
情　報　通　信　部　長　　平成30年12月20日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

【沿革】令和８年１月５日刑企発第418号

捜査の初動段階における捜査員の集中運用要領の制定について
（通達甲）

捜査の初動段階における捜査員の集中運用に関し「捜査の初動段階における捜査員の集中運用要領の制定について（通達甲）」（平成28年３月14日刑企発第120号。以下「旧通達甲」という。）を制定しているところであるが、所要の見直しに伴い、新たに別添のとおり「捜査の初動段階における捜査員の集中運用要領」を定め、平成31年１月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

情報通信部長にあっては、協力をお願いする。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

別添

捜査の初動段階における捜査員の集中運用要領

第１　目的

この要領は、対象事件等の発生に際し、捜査の初動段階において部門を超えた最大限の捜査員を派遣することで、捜査員の集中運用を図り、もって被疑者の早期検挙はもとより、客観的証拠の収集の徹底等に資することを目的とする。

第２　用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

１　対象事件等

高知県警察捜査本部運営規程（平成２年９月本部訓令第９号）第３条に規定する対象事件及び本部長が特に初動捜査体制の強化を必要と認める事件をいう。

２　所轄署

対象事件等の発生地を管轄する署をいう。

３　隣接署

所轄署と管轄が隣接する署をいう。

４　派遣元所属

捜査員を派遣する所属をいう。

５　主管部長

対象事件等を主管する部長をいう。

６　主管課長

対象事件等を主管する課長をいう。

７　捜査員

全ての部門の警察官をいう。

第３　捜査員の集中運用

１　対象事件等の発生に伴う捜査員の派遣

(1)　所轄署の長（以下「所轄署長」という。）は、対象事件等の発生に伴う初動捜査のため、他所属の捜査員の応援が必要であると認めるときは、主管課長及び主管部長を通じて本部長に他所属の捜査員の派遣を要請することができるものとする。

(2)　隣接署の長（以下「隣接署長」という。）は、対象事件等の発生に際し、自署の治安態勢等に特段の支障がない限り、最大限の捜査員を所轄署又は関係所属（以下「所轄署等」という。）に派遣し、当該事件の初動捜査に従事させるものとする。

(3)　県本部の所属長は、対象事件等の発生に際し、当該事件の規模、捜査すべき事項、所轄署の捜査力、当該事件の発生地及び関係先の地理的条件等を考慮の上、自所属の態勢等に支障がない限り、最大限の捜査員を所轄署等に派遣し、当該事件の初動捜査に従事させるものとする。

(4)　主管部長又は主管課長は、対象事件等の発生に伴う初動捜査のため必要と認めるときは、本部長に所轄署以外の所属の捜査員の派遣を要請することができるものとする。

(5)　本部長は、(1)又は(4)の要請があり、捜査員の派遣を要すると認めるときは、所属長に捜査員の派遣を命ずることができるものとする。

(6)　本部長は、(1)又は(4)の要請がない場合であっても、対象事件等の発生に伴う初動捜査のため、捜査員の派遣を要すると認めるときは、所属長に捜査員の派遣を命ずることができるものとする。

(7)　(5)又は(6)により捜査員の派遣を命ぜられた所属長は、自所属の治安態勢等に特段の支障がない限り、最大限の捜査員を所轄署等に派遣するものとする。

2　登録捜査員の派遣

本部長は、発生した対象事件等に係る捜査すべき事項が特殊な技術、技能等を要するものであるときは、所属長に対し、１の捜査員のほか、「登録捜査員制度運用要領の制定について（通達甲）」（令和８年１月５日刑企発第417号）に基づき、登録捜査員の派遣を命ずることができるものとする。

3　派遣捜査員の集中運用

(1)　所轄署等の長は、派遣された捜査員の技能及び特性を十分に発揮できるよう適切かつ効果的な集中運用に努めるものとする。

(2)　所轄署等の長は、派遣捜査員の人数、捜査車両の台数、装備資機材の種別等集中運用上必要な事項について、主管課長、派遣元所属の長等と適宜調整するものとする。

(3)　派遣された捜査員及び登録捜査員は、所轄署等の長の指揮を受けるものとする。

(4)　派遣期間については、別に定めるものとする。

(5)　本部長は、派遣の必要がなくなったときは、その派遣を解除するものとする。

第４　所轄署等の長の任務

所轄署等の長は、被疑者の早期検挙はもとより、時間の経過とともに消失する客観的証拠の収集を優先し、初動段階において捜査すべき事項について、事件に応じて的確に指揮するものとする。